

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主発電機固定子冷却装置の冷却水導電率記録計において、紙送り機構部の動作不良が認められたため、当該導電率記録計を点検・修理	GⅢ	
2	4号機	第1給水加熱器（A）の管側（給水側）出口弁の点検において、駆動部にグリースのにじみが認められたため、当該部を修理	GⅢ	
3	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の高圧加減弁用シートドレン弁の点検において、弁駆動部にグリースのにじみが認められたため、当該部を修理	GⅢ	
4	4号機	取水設備レーキ付バースクリーン装置（4E）洗浄水入口圧力指示計用テスト弁の浸透探傷検査において、弁体に指示模様が認められたため、当該弁を修理	GⅢ	
5	5号機	非常用ディーゼル発電設備（B）補機冷却海水系ポンプ（C）出口逆止弁の点検において、弁棒端面のライニングに一部剥離が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
6	5号機	非常用ディーゼル発電設備（B）ターニング用電動機の起動操作の際、電源回路のヒューズ切れが認められたため、当該ヒューズを交換及び当該電動機の健全性を確認	GⅢ	
7	5号機	残留熱除去海水系の配管点検において、配管の内面ライニングに一部剥離が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
8	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）用低圧加減弁（No. 3, 4）の点検において、弁体シート面に浸食及び打痕傷が認められたため、当該弁体及び弁座を修理	GⅢ	
9	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）の点検において、下半カップリングカバーの締付けボルト（1本）にカジリ傷及びボルト全数（16本）に変形が認められたため、当該ボルト全数を交換	GⅢ	
10	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A・B）用低圧加減弁の点検において、スタンド締付ボルトの固着（A：1本、B：2本）が認められたため、当該ボルト・ナット（3組）を交換	GⅢ	
11	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）の点検において、カップリングカバーの油受け取付ボルト（4本中、2本）に経年劣化による変形が認められたため、当該ボルト全数を交換	GⅢ	
12	5号機	外側主蒸気隔離弁（C）用制御ユニットの点検作業において、部品（スリーブ）を持ち上げた際、同部品に密着していた部品が落下し、他の部品を損傷させたため、当該部品を交換	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	中央制御室制御盤の警報回路端子台の端子締付けビスの頭部ネジ山に変形が認められたため、当該ビスを交換	対象外	
14	6号機	海水系硫酸第一鉄注入装置の注入ポンプに注入不良が認められたため、原因調査後、対応検討	G III	
15	集中環境施設	高温焼却炉480V電源盤の点検において、4Cユニット（雑固体廃棄物減容処理建屋換気空調系給気ファン（A）電源）盤内のしゃ断器位置検出用リミットスイッチに損傷が認められたため、当該リミットスイッチを交換	G III	
16	集中環境施設	補助ボイラ設備油ドレン移送ポンプ（B）に汲上げ不良が認められたため、原因調査後、対応検討	G III	